

議院内閣制における内閣の在り方

— 我が国の統治機構の在り方を考える視座 —

第三特別調査室 笹口 裕二

1. はじめに

国の統治機構に関する調査会（武見敬三会長）は、2013年8月7日に設置され、3年間の調査テーマを「時代の変化に対応した国の統治機構の在り方」とし、当面「議院内閣制における内閣の在り方」について調査していくこととされた。調査の中心となる議院内閣制について、我が国における経緯と議論を紹介し、その在り方を検討する視点を提供したい。

2. 議院内閣制の理念的把握

議院内閣制とは、「政治（統治）の中核を担う内閣が議会の多数派の支持を基盤に構成され、議会に対し責任を負う体制」とされる。ただし、内閣と議会の関係のみに着目するのでは不十分で、「正統性の源泉としての国民と統治の担い手としての内閣（とりわけその首長たる内閣総理大臣）との関係にまで視野を拡大する」¹ことが必要である。目指すべき唯一の正しい議院内閣制が存在しているわけではないため、在り方を考えるに当たり、理念的なモデルを念頭に置くことが有益である。

「多数派支配型」と「合意形成型」²という民主政の理念形に応じて二つの議院内閣制のタイプが対比される。「多数派支配型」³においては国民が政策を直接選択することを重視し、選挙に勝利して議会の多数派となった政党が選挙で掲げた基本政策を実行する。選挙を重ねる中で、各政党が政権を目指して民意を政策に反映しようと競う。「合意形成型」においては議会の構成に民意を反映することを重視し、選挙後に議会において複数政党間の合意によって基本政策が決定される。二つのタイプは、選挙の位置付けを「政策の選択」まで含めて捉えるのか、政策を形成する「代表者の選択」にとどめて捉えるのかという違いとして表れる。

具体的な統治システムとしては、「多数派支配型」においては小選挙区制により二大政党があらかじめ基本政策を掲げて政権を争う。勝利した政党が単独で組閣し、議会は対決型となる。一方、「合意形成型」では国民の意思をできるだけ反映した議会構成となる選挙

¹ 高橋和之『現代立憲主義の制度構想』（有斐閣 平成18年）93頁

² 民主政については、アレント・レイブハルトやモーリス・デュヴェルジェの理論を基に、いくつかの組み合わせで対比されている。「多数派支配型と合意形成型」の他に、「直接民主政と媒介民主政」、「対決型と協調型」など。高見勝利『現代日本の議会議政と憲法』（岩波書店 平成20年）、前掲高橋、木下和朗「議院内閣制の理論」高見勝利ほか編『日本国憲法解釈の再検討』（有斐閣 平成16年）参照

³ 本来は民主政の理念形を示す表現であるが、便宜的に議院内閣制のタイプを示す表現として用いた。本稿において以後同様である。

が指向され、典型的な選挙制度としては比例代表制が挙げられる。選挙後に連立政権が成立する。「多数派支配型」としては英国が、「合意形成型」としてはベルギー、北欧等が挙げられる。我が国において1990年代に行われた政治改革、行政改革は、二つのタイプのうち「多数派支配型」の性格を強化するものと位置付けられる。

議院内閣制の下で、内閣は「立法府と行政府との連結部としての役割」⁴を負っている。一面では「議会に対して連帯責任を負うことで、民主的統治の担い手」であるとともに、他面では「官僚制によって担われた行政各部を最上位で統括する行政権の担い手」となる。近年、我が国の統治機構の課題として、政治のリーダーシップによる迅速な政策決定とその実行や、行政の割拠性、いわゆる縦割りの克服などが挙げられる⁵が、いずれも上記両面における内閣の機能発揮が鍵とされる。

以上のように議院内閣制の捉え方を整理した上で、以下、議院内閣制の歴史、我が国における運用と改革、学術研究の動向、我が国の制度的特徴について述べていきたい。

3. 議院内閣制の発展と我が国の動向

(1) 発祥と発展

議院内閣制は18世紀から19世紀初頭にかけて英国憲政史において自然発生的に成立した政治形態とされる⁶。しかしながら、議院内閣制の特質を一義的に定めることは難しい。英国においても議院内閣制の態様は時代を通して一つのものではなく、君主の政治的実権の後退と内閣や首相の強化に向けた歴史的変遷を経てきた。他国では二大政党制に特色付けられる英国とは異なる議院内閣制が形成された。フランスでは、第三共和政の下で大統領による解散権が事実上凍結され、多党制的な議会が内閣に対して優位に立ち、連立の組み替えによって内閣が頻繁に交代した。議会と政府の分立、政府の議会に対する政治的責任という共通の基礎を備えてはいても、議院内閣制は国や時代によって多様な形態を取り得るとされる⁷。

議院内閣制は、第一次大戦後、英国で習律的に成立した基本的ルールを成文化し、憲法に明示的に位置付けることが試みられた。こうした第一次合理化の動きは、普通選挙による民主化に伴って立法権の優越を目指して行われた。しかしながら、安定した多数派の形成が容易でない場合も多く、例えば、小党分立により不安定な政府となった第三共和政下のフランス、あるいは不信任制度を背景に短命の内閣が続いたワイマール憲法下のドイツのような経験から、議会による不信任決議の濫用を防止し、政府主導的な立法により政府の責任ある政治遂行を可能とする必要性が認識された。こうして議院内閣制の改良が積み重ねられ、議会に従属していた内閣の自律性と統治能力を強化⁸するため第二次合理化が行

⁴ 林知更「議院内閣制—法と政治の間で」南野森編『憲法学の世界』（日本評論社 平成25年）64頁

⁵ 一般社団法人日本経済団体連合会「国益・国民本位の質の高い政治の実現に向けて」（平25.1）、公益社団法人経済同友会「政党・政策本位の政治の成熟化と統治機構改革～「決断できる政治」の実現に向けて～」（平24.5）など

⁶ 芦部信喜『憲法第五版』（岩波書店 平成23年）320頁

⁷ 前掲林60、61頁

⁸ 採られた措置の例として、フランスでは、強すぎる議会が政府を不安定にした反省から、会期の厳格な制限、

われた⁹。我が国では第二次大戦後、政府が強大な権限を有する旧憲法下の政治制度の反動として、内閣の権限を弱め、逆に国会の権限と自律権の強化が図られた。我が国の議院内閣制は諸外国の第二次合理化に相当する改革が行われておらず¹⁰、日本国憲法は第一次合理化しか経ていない第一次大戦後型の憲法といえる。

（２）戦前の内閣制度

我が国においては 1885 年、太政官制が廃止され内閣総理大臣に強い権限を与える内閣職権（明治 18 年太政官達第 69 号）が定められたが、その後制定された大日本帝国憲法では、内閣についての定めがなく、議院内閣制は採用されなかった。内閣総理大臣や内閣は憲法上の存在とされなかったのである。天皇を輔弼する機関として国务大臣の規定だけが置かれ、大日本帝国憲法において国务大臣は天皇に対してのみ責任を負い、内閣が憲法上議会に対して責任を負うことはなかった。憲法の制定を受けて、内閣職権に代えて内閣官制（明治 22 年勅令第 135 号）が制定されたが、首相の権限は弱められ、「同輩中の首席」として位置付けられ、内閣は各国务大臣の協議と意思統一のための合議体に過ぎないものとされた。

そもそも戦前の政治体制は、民主的正統性を持つ衆議院による統治への警戒心を強く持った体制であり、憲法上は「超然内閣」が正統的な制度であった¹¹。このような大日本帝国憲法下においても、大正末期から昭和初期にかけて、衆議院第一党の党首が首相に就任する「憲政の常道」と呼ばれる慣例が一時的に成立した。憲法に位置付けられたものではないが、議院内閣制的な運営が行われた。ただし、衆議院議員選挙の結果によって内閣が成立するわけではない¹²ことなどから議院内閣制とはみなされず¹³政党内閣と呼ばれる。こうした政党政治の色濃い時期はあったものの、議会に超然する内閣を可能とする政治制度を規定した憲法が第二次大戦まで維持された。

戦後、日本国憲法制定による政治システムの民主化によって内閣に関する政治制度は戦前とは根本的に異なるものとなった。しかしながら、「内閣」という行政内部の機構面に着目してか、旧憲法下の「内閣」と新憲法下の「内閣」について連続性を持って捉えられる傾向がある。内閣総理大臣は初代伊藤博文から通算して数えられ、1985 年には内閣制度百年の記念式典が行われたことなどがそれを表している¹⁴。内閣の内部構造として首相の権

法律事項の限定、常任委員会数の上限設定、政府優位の法案審議手続等、議会の運営手続が憲法へ規定された（合理化された議会制）。大量の修正案に対して審議促進のため政府が受け入れた修正を反映した法案を投票にかける「一括投票」などがある。ドイツでは下院が首相の不信任を表明する際には後任首相をあらかじめ選出しなければならない「建設的不信任決議」が導入された。

⁹ 西垣淳子「議院内閣制の理念と実態－憲法学と政治学の間で－」（独立行政法人経済産業研究所ディスカッション・ペーパー 平成 22 年 8 月）18 頁

¹⁰ 成田憲彦「議会制度 120 年を振り返る－帝国議会以来の変遷から何を汲み取るか－」『改革者』（平 22. 11）55 頁

¹¹ 飯尾潤『日本の統治構造 官僚内閣制から議院内閣制へ』（中央公論新社 平成 19 年）9 頁

¹² 首相の任命権は天皇にあり、その選定機能は形式的なものとされ、元老による奏薦が実質的な選定機能を果たしていた。

¹³ 前掲飯尾 13、14 頁

¹⁴ 前掲飯尾 7 頁

限が弱められた結果、行政各部の割拠性は終戦まで解決されることはなかった。さらに日本国憲法下においてもその割拠性が問題点として承継されることになる。

(3) 日本国憲法定と議院内閣制

日本国憲法では、内閣総理大臣及び内閣についての規定が置かれ、内閣総理大臣が国会において国会議員の中から選ばれ、内閣が国会に対して連帯して責任を負うとされた。このように内閣の組織と存続の基礎が国会に置かれており、議院内閣制が採用されている。

日本国憲法の規定を受けて内閣法案が内閣法制局によって起草された。これを見たGHQは強い権限を持つ首相の想定に反して首相の権限が弱められたと感じて問いただしたのに対し、交渉に当たった内閣法制局側は、行政権を行う者は内閣総理大臣ではなく内閣であり、また、内閣総理大臣の権限を強化すると独裁者の出現を容易にするとの議論を展開した。これまで天皇の行政大権の下で最高行政官庁であった各省大臣と憲法で行政権が帰属するとされた内閣の関係をどう整合させるかが問題となったが、内閣法は政策を決定する「閣議」と行政事務を「分担管理」する大臣の執行とに分離し、結果として各省割拠体制が承継されることとなった。これにより、首相は「閣議」の制約を受け、各省大臣の「分担管理」によって並列的な地位に押しとどめられたとの指摘がある¹⁵。

GHQは様々な日本の機構を改革したが、占領に当たり、官僚及びその制度を用いて間接統治を行ったため、官僚制度の維持を許すこととなった。また官僚側もGHQの占領政策に際し、自己改革を行って生き残りを図った。終戦後、マッカーサーが厚木に降り立つ前に既に戦時体制組織である軍需省や大東亜省は廃止され、元の商工省などが復活されていたのである。GHQは占領期の改革の中で、戦前の政党内閣期に高度に政治化した官僚制の伝統を断ち切り、特権的官僚制を民主化する意図を持って、内務省解体や職階制を採用する国家公務員法（昭和22年法律第120号）制定などの改革を行ったが、本格的な官僚制改革までには至らなかった。職階制については暫定措置による対応となり、それまでの人事慣行がそのまま継続した¹⁶。内閣制度が実質的に変更されているにもかかわらず、戦前の内閣との連続性が受け入れられ、その各省割拠性と首相権限の弱体化が課題として認識されていくことになる。

(4) 55年体制下における政治構造

いわゆる55年体制下における議院内閣制は、「多数派支配型」とも「合意形成型」とも異なるものであったとされる¹⁷。それを特色付けるのが政府・与党二元体制である。内閣が国会運営に関与できず、与党が内閣提出法案の成立に責任を負う体制であるため、与党は法案の事前審査と党議拘束によって法案の成立を図ることになる。その過程を通じて内閣と与党の間で政策の調整と修正が行われ、官僚が説明のみならず場合によっては調整の役割までも担った。議会に責任を負う内閣とは別の存在として与党が官僚を通じて行政の

¹⁵ 岡田彰「「弱い総理」を作ったのは日本の官僚だった」『エコノミスト』73巻18号（平7.4.25）67～69頁

¹⁶ 前掲飯尾43頁

¹⁷ 待鳥聡史『首相政治の制度分析 現代日本政治の権力基盤形成』（千倉書房 平成24年）137頁

政策形成に影響力を行使したとされる。また、中選挙区制は政党選択よりも候補者個人を選択する色彩が強い選挙となるため、党首に対する求心力を高めることはなかった。派閥の形成によって党内で派閥連合型の権力構造となった。これらのため、党首や首相の政治的指導力は高まりにくい構造にあった。内閣の側では、旧憲法に由来する分担管理原則が新憲法下においても残った¹⁸。これらの状況から、割拠性の強い各省に対し民主的正統性を持って統制すべき内閣が調整機能を十分に発揮できていないとされた。

(5) 90年代の改革

政府・与党二元体制の原因として、中選挙区制が採られていたことや分担管理原則によって首相や内閣による行政各部の統制が困難であったことが挙げられる。これらの制約要因を取り除き、「多数派支配型」の典型である英国をモデルとするウェストminster型により近づけようとしたのが、90年代の政治改革と行政改革であった。選挙制度改革による衆議院への小選挙区比例代表並立制の導入は、二大政党化を推し進めるとともに、政党内部において党首を中心とした執行部権力を強めるように作用した。内閣機能強化のため、首相は内閣の重要政策に関する基本方針について閣議の発議権が与えられた。直属スタッフや内閣官房の組織・権限が強化され、内閣府が設置された。その後登場した小泉政権は、改革された制度を活用し、リーダーシップを発揮したとの評価が少なくない。その要因として小泉首相の個性を重視する見解もあるが、制度改革が無くとも同じように政治主導を実現できたとまでは言えないのではないか¹⁹。

(6) 学術研究の動向

憲法学では、戦後、古典的な権力分立の視点に立ち、議院内閣制の本質について政府が議会の信任に依拠することとする責任本質説と、それに加えて政府と議会の均衡も重視し解散権を本質的構成要素とみる均衡本質説の間で論争が行われてきた。最近では、内閣の正統性を付与できるのは議会以外にないこと、解散権が憲法に明記され、実務上も不信任の有無に関係なく解散が行われる慣行が確立していることから、本質論争に実益がないとする見解²⁰もある。参議院についてはいずれの本質論でも説明ができていないとの指摘²¹もある。こうして本質論争は重要視されなくなってきた。従来の権力分立の観点から国会と内閣の関係のみで議院内閣制を捉えるのではなく、民主政治の観点から捉え直そうとする動きが出てきた。その一つが高橋和之教授の「国民内閣制論」である。先述した「多数派支配型」²²の議院内閣制を実現することによって、国民による基本政策の選択を目指すものである。一方、高橋教授の議論に対し、高見勝利教授などから、様々に存在し得る争点

¹⁸ 中井歩「内閣機能の強化と行政の役割」土井真一ほか『変容する統治システム』岩波講座 憲法4（岩波書店 平成19年）

¹⁹ 前掲待鳥 181～186頁

²⁰ 長谷部恭男『憲法第三版』（新世社 平成16年）374頁、大石眞『憲法講義Ⅰ』（有斐閣 平成16年）88頁、前掲高橋 100頁

²¹ 加藤一彦『議会政治の憲法学』（日本評論社 平成21年）13頁

²² 高橋教授はデュヴェルジェの理論に沿って「直接民主政」として議論を展開している。

の全てを二大政党の対立軸として集約することは困難であり「合意形成型」が現実的であるという批判も行われている²³。これらは、どちらが正しいというよりも、我が国の社会の捉え方、民主政の理念形に対する評価等を反映した議論である。一方、行政学や政治学では、55年体制下の政府・与党二元体制という議院内閣制の運用実態に対し、議会と内閣の政治システムに加え、官僚制優位論や政党優位論といった政官関係についても研究分析が行われてきた²⁴。憲法学に対して、議会と内閣の関係に関心を集中させていて、官僚制に対する統制の問題がほとんど無視されているとの指摘もなされた。確かに官僚制の内部にまで立ち入って分析が行われているわけではないが、憲法学においても、官僚制を政治が統制すべき対象と捉え、国民の政策に対する支持によって内閣の統制力を強化することが目指されており、制度改革論としての議論がなされていると考える²⁵。

(7) 「多数派支配型」から見た我が国の特徴

90年代の改革を経て、我が国では議院内閣制の在り方として「多数派支配型」が議論の趨勢となったとされる²⁶。諸改革を迅速に推し進めていく社会的要請にも沿ったものと考えられる。衆議院に小選挙区制が導入されると衆議院と参議院で選出される多数派が異なる可能性が高まり、2007年以降のねじれ国会においては、参議院は強い存在感を示した。我が国の参議院は公選制であり強い権限を持つ上院に分類されるが²⁷、下院多数派と内閣が強く連結する「多数派支配型」においては、それらと強い上院との間に時として緊張関係が生じることとなる。「多数派支配型」とされる英国の上院と比較した我が国の参議院の特徴として、内閣は参議院も含めた国会に対して責任を負うこと、衆議院に3分の2での再議決権があるものの参議院が法律案を否決する強い権限を有すること、公選制であり民主的正統性を有することが挙げられる。また、内閣と意思が不一致となった場合に衆議院には解散があるのに対し、参議院には解散がない。一方、「合意形成型」が望ましいとする立場からは、憲法がこうした制度を用意したことには意味があり、参議院が内閣の意思から切断されつつも、内閣に国会に対する責任を主張し得る地位を持っていることを積極的に評価すべきと指摘している²⁸。どちらの理念形にしる、衆議院と参議院で対立が生じて解決困難な事態となることを問題として指摘しており、その困難を克服する対応が求められる。

議院内閣制においては、国民→議会→内閣→大臣→官僚という委任と責任の連鎖を受けて官僚が行政事務を担う。英国では、政官関係について、政権交代の可能性を前提に政治と行政が厳格に区分され、どの政党が与党になろうとも協働するという政治的中立制が確

²³ 飯野賢一「内閣機能の強化を支える議論をめぐって」早稲田法学 80 卷 3 号 (平成 17 年) 309 頁

²⁴ 佐々木毅『政治学講義 第 2 版』(東京大学出版会 平成 24 年) 221 頁

²⁵ 岡田信弘「議院内閣制と政官関係—「政官関係論不在の憲法学」克服の一つの試み—」『憲法問題』22 号 (平成 23)

²⁶ 前掲高見議政 iv 頁、前掲加藤 25 頁

²⁷ 前掲高見議政 154 頁

²⁸ 前掲加藤 256 頁

保される²⁹。大臣に官僚の人事権はないが、政治主導を実現しているとされる³⁰。我が国では官僚人事は自律性を確保しているとされるが、各省単位の人事が行政各部の割拠性の要因の一つとされてきた³¹。また、55年体制下では政府与党二元体制の下、与党議員から政策形成過程において影響力を受けていたとされる。90年代以降、「多数派支配型」の性格を強める改革が進められる中、官僚については大きな改革は行われないうままであったが、2008年に国家公務員制度改革基本法（平成20年法律第68号）が制定された。これを具体化する国家公務員法等の一部を改正する法律案が第185回国会に提出され、継続審査とされているところである。政官関係については、政権交代があり得ることを前提とした政官関係の構築が求められる。ここでは、「統制」、「協働」、「分離」という三つの規範が求められる。「統制」とは、責任ある政治家の命令には部下たる官僚は従わなければならないという規範である。「分離」とは、政策実施の場面で政治的中立性を要求される官僚は政治家と適切な分離が必要という規範である。「協働」とは、政策目的の実現のために政治家と官僚がそれぞれの特徴を生かして協力するという規範である³²。

4. 調査会の動き

2013年11月27日に国の統治機構に関する調査会が開かれ、明治大学法科大学院高橋和之教授及び駿河台大学法科大学院・法学部成田憲彦教授を参考人として招致し、意見聴取及び質疑が行われた。

(1) 参考人の意見陳述

ア 高橋参考人

高橋参考人の意見陳述の概要は以下のとおり。

議院内閣制は国により様々であり、特徴比較のために直接民主政と媒介民主政という区分で考えたい。直接民主政は古代ギリシャ的な直接民主政ではなく、国民が選挙を通じて首相とその政策を選択すると言えるような運用を行うものである。英国が典型例とされている。媒介民主政は選挙では首相と政策の選択が明確にはなされず、その決定が議会内の諸党派の話合いでなされる運用を行うものである。ベルギーや北欧がその例とされる。我が国では55年体制においては、戦前と同様に官僚が実質的に政策を決定しており、選挙により内閣と基本政策が選択される国民内閣制論を提案した。臨機応変の対応が求められる現代国家においては、内閣が政策を提案、実行というアクションの役割を担い、その暴走を防ぐために国会がコントロールするという役割を担うことが求められる。その場合、参議院には衆議院によるコントロールで生じる不十分な審議を補完し、適正なバランスを回復する役割が期待される。

議院内閣制における国会側の問題を指摘したい。第一に行政手続法、情報公開制度な

²⁹ 前掲待鳥 132、133頁

³⁰ 『インタビュー理想の公務員 [第10回] 「今より悪くなる可能性もある。公務員制度改革には哲学が必要だ。」 田中秀明』朝日新聞グローブ <<http://globe.asahi.com/feature/100308/side/10.html>>

³¹ 出雲明子「議院内閣制と官僚制」西尾隆編著『現代行政学』（放送大学教育振興会 平成24年）104頁

³² 西尾勝『行政学 新版』（有斐閣 平成13年）第2章、第13章

ど行政をコントロールするための制度は国会のイニシアチブで制度化すべき。第二に、国会のコントロールの中心主体は野党でありその国政調査権を発動できるようにすべき、第三に、議事日程については野党のイニシアチブを最大限尊重すべき、第四に、参議院はアクションを不可能とするまでコントロールすべきではなく、憲法改正しないのであれば、野党は十分な審議を行った後は見識を示して政府案を可決できるよう配慮すべき。憲法改正するのであれば、参議院の権限を弱め、内閣と衆議院に再考を求めるための一定期間の停止的拒否権のようなものとすべき。第五に、参議院が内閣問責決議を行い、一切の交渉を拒否するというのは憲法 63 条に反し問題と考える。

イ 成田参考人

成田参考人の意見陳述の概要は以下のとおり。

大統領制では大統領が政権を握って国益に責任を持ち、議会は地元利益優先であるが、議院内閣制では議会在政権競争の場であり、国益の実現に責任を持つことになる。議会で内閣の関係から議院内閣制を見ると、内閣が強いタイプ、議会在強いタイプ、両者が協働するタイプに分けられる。内閣が強い例は英国やフランスであり、日本は議会在強い例である。議会在と内閣が協働する例はドイツ、イタリアで、議事日程が議会在と政府の意見を斟酌して決められる。

我が国の特徴は以下の点である。国会が強く内閣は国会のスケジュールに関与できない。諸外国と比較して長時間の国会出席を強いられる。行政機関の組織や権限が法律で定められ、国会同意人事もあって内閣の自律性が国会によって制約される。二院制については参議院も選挙で選出される国民代表機関であり、衆議院より抑制的である必要はなく、両院の調整システムが課題とされる。政府の意思を国会で通すために与党という統治システムが存在している。首相は行政事務を分担管理する大臣の上において内閣を指導する地位とすべき。首相と内閣のサポート機関として内閣官房と内閣府があり、混乱しているので整理が必要である。

(2) 質疑

参考人に対し、首相や内閣を強化するための仕組み・補佐機関をいかに考えるべきか、国会による行政の統制の在り方、緊急時の首相権限の強化、国家権力統制と憲法の役割、統治機構と政治的決定のスピードの関係、法案審議の際の客観情報の提供、政府の意思形成過程の情報公開、国民の意思の政策への反映方法等について質疑が行われた。

5. おわりに

行政機能の重要性が拡大し、政権交代があり得る政治構造となった現在においては、国民の意思が反映された政策が、迅速に決定され実施されていくことが求められており、その実現という観点から統治機構がどうあるべきか検討していくことが求められる。政治のダイナミズムと制度運用の実際を踏まえることが重要であるが、理念形を想定し、それとの関係性を意識して検討を行うことは意味のあることと考える。

【参考文献】

- 野中俊彦ほか『憲法Ⅱ第5版』（有斐閣 平成24年）
毛利透ほか『憲法Ⅰ 統治』（有斐閣 平成23年）
高安健将『首相の権力 日英比較からみる政権党とのダイナミズム』（創文社 平成21年）
信田智人『政治主導 VS. 官僚支配』（朝日新聞出版 平成25年）
野中尚人『さらばガラパゴス政治』（日本経済新聞出版社 平成25年）
村松岐夫ほか編著『日本政治変動の30年』（東洋経済新報社 平成18年）
村井良太『政党内閣制の成立 一九一八～二七年』（有斐閣 平成17年）
川手撰『戦後日本の公務員制度史』（岩波書店 平成17年）
佐藤達夫『国家公務員制度 第8次改訂版』（学陽書房 平成21年）
村松岐夫編『最新公務員制度改革』（学陽書房 平成24年）
国立国会図書館調査及び立法考査局「主要国の議会制度」（平成22年3月）

（ささぐち ゆうじ）